

## 庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化の検討について ～庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画（素案）～ 概要版

### 1. 検討に至った背景と目的

平塚市では現在、市庁舎2期工事を行っており、これに伴い建設中の庁舎駐車場は、平成29年12月の工事完成後に供用開始を予定しています。また、本工事では、国の機関である平塚税務署が合築され、駐車場の供用開始とともに開庁することとなっています。平塚税務署の管轄区域は、平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町及び二宮町の3市2町であり、税務署が開庁すると、庁舎駐車場は利用者数の増加が予想され、併せて駐車場整理員の配置等による経費負担の増大も懸念されます。このことは、庁舎駐車場と区別なく利用できる中央図書館や博物館、美術館の駐車場（以下「文化ゾーン駐車場」といいます。）についても同様であると予想されます。また、平塚市の施策上の背景として、駐車場の有料化に向けた検討をする「駐車場有料化推進事業」を「ひらつか協働経営プラン2013」実施計画事業から位置付け、毎年度取組を進めてきました。平成27年2月に策定した「平塚市行財政改革計画2016」では、「駐車場有料化事業」として継続して実施計画事業に位置付け、駐車場の有料化に向けた検討・調整を進めています。

このことから、効率的で公平な駐車場の管理運営を行うとともに、経費の負担増大を抑えることを目的とし、次のとおり庁舎及び文化ゾーンの駐車場有料化に関する検討を行います。

### 2. 庁舎及び文化ゾーンの駐車場の状況

本個別計画で有料化の検討を行う「庁舎及び文化ゾーン駐車場」とは、以下の駐車場といたします。（なお、自動二輪及び自転車については、本個別計画の対象外としています。）

(1) 庁舎駐車場	200台	計 377 台	※ (1) は整備後の数。 (2) (3) (4) については、現在の台数。
(2) 中央図書館駐車場	32台		
(3) 博物館駐車場	75台		
(4) 美術館駐車場	70台		

《庁舎及び文化ゾーンの駐車場位置関係略図》



### 3. 庁舎及び文化ゾーン駐車場の運営に係る課題

「1. 検討に至った背景と目的」を踏まえ、市庁舎2期工事完成に合わせて庁舎及び文化ゾーン駐車場の整理すべき課題は、大きく以下の4つと考えます。

#### 課題1 「駐車場利用者数の増加に対応した効率的な管理運営手法の構築」

税務署の合築による駐車場利用者の増加が予想されることから、今後、駐車場の効率的な管理運営方法の導入が望まれます。

#### 課題2 「公共交通機関利用促進の必要性」

駐車可能台数に限りがあるため、公共交通機関の利用を促す必要があります。この場合、公共交通機関利用者の負担との公平性を図る必要があります。

#### 課題3 「目的外利用や長時間利用の抑制」

目的外利用や長時間利用は、効率的な駐車場運営の妨げになりますので、対策が求められます。

#### 課題4 「市外利用者数の増加に伴う受益者負担に関する考え方の整理」

庁舎2期工事完成後の駐車場は平塚市が単独で整備しており、建設費は平塚市が負担していますが、利用者は平塚市民に限られません。このことから、受益者負担に関する考え方を再度整理する必要があります。

### 4. 有料化の基本的な考え方

平塚市では、前述の課題を踏まえ、駐車場の適正な利用を推進していくため、庁舎及び文化ゾーンを一体のエリアと捉えた駐車場の有料化を進めていくことが必要と考えます。

なお、庁舎及び文化ゾーン駐車場の有料化にあたっては、以下の3つを基本的な考え方として進めます。

**考え方1**：庁舎(本館・別館)、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館のいずれの施設を利用するかを問わず、4か所の駐車場のいずれも利用可能とし(エリア内の一体的利用)、同じ料金体系とします。

⇒ 駐車場利用者は駐車場の一定面積を一定時間占有することから、利用目的にかかわらず、同じ料金体系により有料化し、駐車料金を公平にご負担いただくことを考えています。

**考え方2**：駐車場は、建設費のほかにも継続的に維持管理費等を生じます。受益者負担の考え方を重視し、特に配慮する必要がある方を除き、駐車場利用者には受益に応じて駐車料金をご負担いただきます。

⇒ 駐車場を利用するという便宜の対価を受益と考え、駐車場利用者には受益の一部をご負担していただくことを考えています。なお、特に配慮する必要がある方については、減免措置や無料時間帯の設定により、対応をいたします。

**考え方3**：駐車場運営会社に駐車場を使用させ、管理運営を行ってもらうことにより、駐車場利用の効率性を高め、平塚市の経費負担及び事務負担の軽減を図ります。

⇒ 駐車場運営会社に管理運営を行ってもらうことで、各駐車場の空き状況を一覧で確認できる表示灯や遠隔操作が可能な精算機等を設置するなど民間のノウハウを活用した駐車場機器等の設置を促進し、駐車場の利便性を高めることにより、利用者にとって使いやすい駐車場を目指します。また、平塚市は駐車場の管理運営の事務を直接行わないことにより事務負担の軽減を図るとともに、駐車場の管理運営に係る手法について、駐車場運営会社のノウハウを最大限活用することを考えています。

### 5. 開場時間

駐車場の開場時間については、以下を基本とします。なお、臨時的な変更を可能とする仕組みを想定しています。

	庁舎及び文化ゾーン駐車場
開場時間（全日）	8時～22時

### 6. 料金体系

料金については、公平性の観点から4か所の駐車場を同じ体系といたします。その上で、対象施設利用者とそれ以外の利用者で料金体系を以下のように分け、施設利用者については、軽微な用件を想定した無料時間帯を設定します。


利用者区分	利用者 (認証あり※1)	利用者以外 (認証なし※2)
入庫1時間以内	無料	1時間 300円
1時間を超えて30分につき	100円	
4時間を超えて1時間につき	200円	1日 1,500円
最大料金	1日 1,200円	

※1 認証あり：庁舎(本館・別館)、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館の利用者で認証機に駐車券を通した方の料金

※2 認証なし：認証機に駐車券を通さない方の料金（上記※1の施設を利用していない者（閉庁日を含む。）の料金）

### 7. 減免制度

特に配慮する必要がある方として、駐車料金を減免する方は、以下のとおりです。

- (1) 庁舎(本館・別館)、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館の利用者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 
- (2) 平塚市の依頼を受けて平塚市が主催する会議等に参加する方
- (3) その他公共事業等に係る駐車場利用者のうち特段の配慮が必要な方

※なお、減免制度とは別に、庁舎(本館・別館)、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館利用者に限り無料時間帯の設定があります。（前述「6. 料金体系」を参照）

### 8. 有料化の手法

行政財産の使用許可（地方自治法第238条の4第7項）により民間の駐車場運営会社に駐車場を使用させて、管理運営を行ってもらいます。平塚市は駐車場運営会社から駐車場の使用料を徴収し、駐車場運営会社が駐車場利用者から駐車料金を徴収します。駐車料金は平塚市が設定しますが、双方により協議し、合意したときは設定した駐車料金を変更することができるものとします。なお、駐車場運営会社については、プロポーザル方式により選考を行い、平塚市に納める使用料の額や運営条件等を総合的に評価し、最も望ましいと判断することができる事業者を選定します。

### 9. 有料化に向けてのスケジュール

庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化については、以下のスケジュールで行います。

